

令和2年度 織物・機械金属等巡回支援事業実施要領

1 目的

丹後地域（舞鶴市以北）の織物・機械金属業者等の製造業者、生産現場における実態に即応して、個々の企業が当面する技術的問題の改善と技術水準の向上を図るとともに、業界全体の技術振興に寄与することを目的とする。

2 運営及び実施

本事業の運営は、京都府織物・機械金属振興センター（以下「振興センター」という。）が行い、振興センター職員及び外部招へい指導員（京都府中小企業特別技術指導員を含む）をもって支援チームを編成し、各企業の生産現場を巡回して実施する。

3 実施時期

令和2年4月から令和3年3月末まで

4 支援チーム

- (1) 外部招へい指導員（京都府中小企業特別技術指導員を含む学会、業界の専門家）
- (2) 振興センター職員

5 支援企業の決定及び実施方法

- (1) 支援対象企業の選定は、原則として別紙様式-1による企業からの申込みにより選定する。
- (2) 振興センター所長は、企業から支援の申込みを受けたときはその内容を審査し、実施日時、支援内容などを当該企業に通知する。
なお、審査の結果、支援しない企業に対してはその旨を通知する。
- (3) 支援実施に当たっては、関係市町、商工会議所、商工会、丹後織物工業組合、丹後機械工業協同組合等関係機関の協力を得て実施する。
- (4) 支援を受けようとする企業は、その円滑な実施を図るために、次のことに協力する。
 - (ア) 本事業に係る企業側の責任者を選定すること。
 - (イ) 支援を受けようとする問題点について、その内容を具体的に申し込み、支援に必要な器具・製品等は企業側において準備すること。
 - (ウ) 支援申込み後、企業の都合により支援事項・実施日時等に変更が生じたときは、速やかに振興センターへ連絡すること。

6 技術指導員の業務

- (1) 技術指導員は、支援企業の問題点などを事前に把握し、生産現場に即応した支援を行い、支援実施後は支援所見等を別紙様式-2の技術支援報告書により報告する。

(2) 振興センター職員は、支援企業を事前に調査して支援事項の打合せを行い、支援企業の関係機関とも事前に連絡・調整を行うこと。

7 支援手数料

無料

8 検討会及び講習会

技術支援の結果、当該業界に共通する技術問題点及び技術水準の向上に必要な事項については、資料の作成、支援事項の検討会及び講習会を行う。

9 技術改善通知

支援終了後速やかに技術改善事項を指示するとともに、試験等の実施後は、別紙様式-2による技術支援報告書を作成する。